

(証券コード：9008)

平成22年6月7日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1  
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

**京王電鉄株式会社**

代表取締役社長 永田 正

## 第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成22年6月28日(月曜日)午後6時までには議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

### 【書面(郵送)による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

### 【インターネット等による議決権の行使の場合】

3ページ記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日(火曜日) 午前10時  
(受付は午前9時から開始いたします。)

2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(昨年とは会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第89期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告について
2. 第89期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告について

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当および処分について
- 第2号議案 取締役賞与の支給について
- 第3号議案 取締役18名選任について
- 第4号議案 監査役2名選任について
- 第5号議案 取締役および監査役報酬額改定について
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定について
- 第7号議案 定款の一部変更について

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
  2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。
  3. 第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
  4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.keio.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

## 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでも議決権を行使することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力下さい。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月28日（月曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 2. インターネットによる議決権行使のためのシステム環境

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

## 3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問合せ下さいませよう願ひ申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部  
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

なお、その他のご照会につきましては、☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）の住友信託銀行 証券代行部あてにご連絡下さい。

## 4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に同社に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 添付書類

## 事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、輸出など一部に持ち直しの動きが見られたものの、企業収益は本格的な回復には至らず、深刻な雇用情勢が続き、個人消費も伸び悩むなど、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社グループは、中長期的な視点に立った設備投資を積極的に行うとともに、各事業セグメントにおいて着実かつ効率的な事業活動を展開してまいりましたが、営業収益は4,032億4千7百万円（前期比4.0%減）となりました。また、運輸業における設備投資の進捗による減価償却費の増加などもあり、営業利益は299億4千7百万円（前期比10.8%減）、経常利益は262億6千4百万円（前期比13.2%減）、当期純利益は119億7千6百万円（前期比22.5%減）となりました。

次に、各事業セグメント別にご報告いたします。

#### (1) 運輸業

運輸業の各社では、経営トップから現場までが一丸となって、輸送の安全性向上に積極的に取り組むなど、引き続き運輸安全マネジメントを推進いたしました。鉄道事業で、鉄道教習所の施設を活用した教育訓練やヒューマンエラー防止に向けた啓発活動を行うとともに、バス事業およびタクシー業では、事故防止に向けたドライブレコーダー等を活用した教育を行うなど、輸送の安全のための取り組みを進めました。

鉄道事業では、調布駅付近連続立体交差事業について、国領駅～調布駅間でシールドマシン（トンネル掘削機）によるトンネルの掘進を完了したほか、調布駅～西調布駅間および調布駅～京王多摩川駅間についてもトンネルの掘進を行いました。さらに、国領駅・布田駅・調布駅の駅部において、線路下の掘削と躯体築造を進めました。また、笹塚以西の鉄道立体化については、事業主体である東京都とともに事業化に向け、都市計画素案説明会を開催いたしました。ATC（自動列車制御装置）の整備については、相模原線（調布駅～橋本駅間）で切替えを完了し、使用を開始したほか、京王線のその他の区間においても地上設備の設置を進め、夜間の走行試験を開始いたしました。構造物の耐震性向上策については、高架橋柱の耐震補強のほか、吉祥寺駅高架橋の改築工事を継続して実施いたしました。バリアフ

り化およびサービス向上策については、永福町駅で駅の南北を行き来できる自由通路や、エレベーター・エスカレーターなどを備えた橋上駅舎の使用を開始し、バリアフリー化をはかったほか、芦花公園駅をはじめ10駅で橋上駅舎化など駅改良工事を進めました。さらに、車両については、9000系車両を60両、1000系車両を45両新造したほか、引き続き既存の7000系車両を改造し、バリアフリー化および省エネルギー化を進めました。営業面では、「遠足に行こう。京王×高尾山」キャンペーンを引き続き展開し、テレビCMの放映などのPRを行ったほか、毎年ご好評をいただいている「ふるさとアンテナショップめぐり」キャンペーンを他の鉄道事業者と共催するなど、お客様の誘致に努めました。

バス事業では、路線バスにおいて東海大学八王子病院を經由してJR八王子駅と日野駅を結ぶ系統など新規路線を開設したほか、コミュニティバスにおいて日野市から1路線を新たに受託いたしました。深夜急行バスにおいては新宿～八王子・高尾方面、新宿～JR青梅線拝島・福生方面の運行を開始いたしました。高速バスにおいては金沢線（八王子・渋谷～金沢）で昼行便の運行を開始したほか、国分寺・府中・調布～羽田空港線などで運行回数を増やしました。また、インターネットを利用した「早期決済割引」キャンペーンを実施したほか、各種割引乗車券を発売し、利用促進に努めました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業で景気悪化の影響により旅客運輸収入が減少するなど、運輸業の各事業で減収となったことから1,270億9千9百万円（前期比2.9%減）、営業利益は、鉄道事業における設備投資の進捗による減価償却費の増加などもあり112億9千7百万円（前期比16.5%減）となりました。

## (2) 流通業

百貨店業では、「京王百貨店」で初めての小型サテライト店を「三井ショッピングパークららぽーと新三郷」内にオープンし、新業態開発に努めました。

ストア業では、JR三鷹駅北口の商業施設「武蔵野タワーズ タワーズモール」内に、上質な食材を豊富に取りそろえた「キッチンコート」をオープンいたしました。

ショッピングセンター事業では、「京王府中ショッピングセンター」において、駅構内の新たなショッピングエリア「ぷらりと」をオープンしたほか、駅ビル7階レストラン街をリニューアルオープンいたしました。また、「京王クラウン街多摩センター」を改装し、「京王多摩センターショッピングセンター」に改称するとともに、「京王アートマン」や「フラワーショップ京王」などをオープンいたしました。さらに、南大沢駅前に「フレンテ南大沢（新館）」が完成し、最上階に日本初となるお肉料理のフードテーマパーク「東京ミートレア」をオープンいたしました。

このほか、コンビニエンスストア「K-S h o p」を聖蹟桜ヶ丘駅および永福町駅に、有名菓子店が月替わりで出店する「スイーツモード」を明大前駅ホームにオープンいたしました。

た。さらに、「啓文堂書店」をJR武蔵小金井駅南口に、小規模型のベーカリー「ブレグラス」を新宿駅南口などにオープンいたしました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業などで、景気悪化による消費低迷の影響などを受け1,724億5千5百万円（前期比6.9%減）、営業利益は47億3千6百万円（前期比18.4%減）となりました。

なお、「PASMO電子マネー」について、御岳山および高尾山のケーブルカーなどの乗車券購入にもサービス範囲を拡大したほか、千歳烏山駅などの駅周辺の駐車場において、パーク24(株)と共同で「PASMO」を活用した駐車料金割引サービスを展開いたしました。

### (3) 不動産業

不動産賃貸業では、商業施設について、新宿三丁目交差点に面する商業ビルを取得いたしました。また、「京王リトナード北野」（第2期）が完成し、本年4月に施設全体がオープンいたしました。賃貸マンションについては、デザイナーズマンション「Hi-ROOMS 神泉」および、単身者向けの「フィシオ橋本第2」が完成し、賃貸を開始いたしました。また、府中市緑町でマンションの建設を進めたほか、渋谷区笹塚で賃貸資産を取得し、収益基盤の拡充に努めました。

不動産販売業では、八王子みなみ野シティおよび多摩境で新築戸建住宅「京王四季の街」を販売いたしました。

このほか、「京王不動産」明大前営業所をオープンし、不動産仲介営業の拠点拡大をはかりました。

不動産業全体の営業収益は、新規賃貸資産が通期稼動したことなどにより253億3千万円（前期比5.7%増）となりましたが、賃貸資産の計画的な修繕経費の行使などにより、営業利益は91億3千6百万円（前期比3.3%減）となりました。

### (4) レジャー・サービス業

ホテル業では、「京王プラザホテル」において、ホームページで中国語等の多言語対応を充実させるなど、アジア地域からのお客様へのサービス向上をはかりました。また、「ビジネスパーソン向け接待術講座」など、教養講座とレストランでの飲食を組み合わせたプランを拡充し、顧客層の拡大に努めました。「京王プラザホテル札幌」においては、婚礼の受注拡大に向けて、コンサルティングセールスを強化いたしました。宿泊特化型ホテルについては、「京王プレッソイン九段下」をオープンし、チェーン拡大をはかりました。

旅行業では、「京王観光」において、新宿南口営業所のほか、沿線外でも用賀営業所をオープンいたしました。

このほか、地下鉄新木場駅構内にフランチャイズ店「カレーショップC&C」新木場メトロピア店がオープンいたしました。また、「京王テニスクラブ」において、新しいクラブハウスおよびセンターコートを開業いたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業や旅行業などでの減収により652億円(前期比7.8%減)、営業利益は27億7千7百万円(前期比16.1%減)となりました。

## (5) そ の 他

ビル総合管理業では、PFI事業者として参画している「稲城市立iプラザ」が完成し、維持管理業務を開始いたしました。

建築・土木業では、土地活用のための賃貸マンション商品「リブラ」のショールーム「リブラセンター」を多摩市和田にオープンするなど、引き続き受注拡大に努めました。

なお、本年4月に東京都認証保育所「京王キッズプラッツ南大沢」を開業いたしました。

その他の事業全体の営業収益は591億円(前期比1.4%増)、営業利益は31億9千8百万円(前期比27.2%増)となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在意義を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

### ＜京王グループ理念＞

私たち京王グループは、  
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、  
「信頼のトップブランド」になることを目指します。  
そして、幸せな暮らしの実現に向かって  
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、財務の健全性向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用し、以下のような具体的な施策に取り組んでまいります。

## (1) さらになる安全性・サービスの向上

鉄道事業をはじめとする当社グループの運輸業各社において「安全は最大の使命であり、最高のサービスである」との信念のもと、運輸安全マネジメントを強力に遂行してまいります。特に鉄道事業では、信号保安装置のATC（自動列車制御装置）化、駅や車両のバリアフリー化、調布駅付近連続立体交差事業などの安全性向上策について引き続き推進してまいります。

### ① 安全性の向上

京王線および井の頭線において、ATC化工事を進めるほか、高架橋柱やずい道の補強工事、吉祥寺駅高架橋改築工事など構造物の耐震性向上策を実施してまいります。当社グループの運輸業各社においても、安全対策機器類の導入・活用や、ヒューマンエラー防止に向けた教育の継続的な実施などにより安全管理体制を着実に推進してまいります。

### ② 安心・快適な輸送サービスの提供

バリアフリー新法に基づく駅の段差解消に向けて、橋上駅舎化など駅改良工事を推進してまいります。また、駅係員と通話できるホームインターホンや異常時情報も表示できるホーム行先案内板の設置を進めるなど、情報案内の充実によりホームでの安心をさらに向上させてまいります。

### ③ 大規模工事の推進

東京都や調布市と協力しながら調布駅付近連続立体交差事業を進めてまいります。また、笹塚以西の鉄道立体化について、事業主体である東京都とともに事業化に向け、代田橋駅～つつじヶ丘駅付近の都市計画および環境影響評価の手続きを進めてまいります。

## (2) 沿線の活性化 ～街のチカラに～

沿線の拠点である吉祥寺、調布、笹塚などの新規物件の開発を推進するほか、お客様のニーズに即した新たな沿線価値向上策に取り組んでまいります。あわせて、駅構内スペースの有効活用や沿線を中心とした新規出店にも取り組んでまいります。

### ① 沿線拠点開発の深耕と具体化

京王吉祥寺駅ビル建替え工事に着手するほか、調布駅での連続立体交差事業完了後の地上利用の基本計画策定、笹塚地区における京王重機ビル建替えの推進、聖蹟桜ヶ丘地区におけるショッピングセンター開業25周年に向けた活性化、新宿地区における将来構想の検討などに取り組んでまいります。

### ② 新たな施策への取り組み

商業施設では、永福町駅ビルを竣工・開業するほか、東府中駅やつつじヶ丘駅における店舗建設工事を進めてまいります。賃貸住宅では、府中市緑町で賃貸マンションを竣工するほか、渋谷区富ヶ谷で賃貸マンション計画を推進してまいります。また、バス事業では、



既存路線強化とともに新規路線開設に取り組んでまいります。このほか、ストア業では久我山で新規出店、永福町でリニューアルを行うほか、書籍販売業、駅売店業などにおいても新規出店に向けた取り組みを行ってまいります。加えて、京王ほっとネットワークを拠点とした生活サポートサービスの京王線・井の頭線全域での展開、子育て支援事業の安定運営、「京王パスポートカード」における提携カードの刷新の検討などに取り組んでまいります。

### (3) その他の取り組み

引き続き、企業グループとしてコーポレート・ガバナンスを充実・強化するほか、環境保全に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

#### ① 経営体制の整備

コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性を一層高めるほか、コンプライアンス経営を推進し、法令等の遵守・適時適切な情報開示の徹底等をはかってまいります。内部統制システムについては、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に則り、引き続き業務の適正性と効率性の強化に取り組んでまいります。また、国際会計基準への対応方針を策定するとともに、事業継続計画に基づき、大規模災害や新型インフルエンザの発生リスクに備えた危機管理体制を維持向上させてまいります。

#### ② 環境活動への取り組み

環境保全について、「京王グループ環境基本方針」に基づき、より一層の省エネルギー化や廃棄物削減等に取り組むほか、企業市民としての環境保全活動を進めてまいります。具体的には、グループとしての環境関連法規制強化への対応や、環境マネジメントシステム活動に積極的に取り組んでまいります。また、鉄道事業においては、引き続き既存車両の改造を進め、現在90%を超えているエネルギー効率の良いVVVFインバータ車両の整備率をさらに高め、一層の省エネルギー化を推進してまいります。

今後も「信頼のトップブランド」の確立を目指し、これらの取り組みをより一層充実させてまいります。

### 3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は776億2千4百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両新造（京王線9000系60両、井の頭線1000系45両） 車両制御装置更新（京王線7000系16両）
	バス事業	車両新造（路線85両、高速3両）
流通業	ショッピングセンター事業	フレンテ南大沢（新館）建設工事
不動産業	不動産賃貸業	アコルト新宿落合建設工事 京王リトナード北野（第2期）建設工事 新宿三和東洋ビル取得 V I A L A T T E A 笹塚取得

#### (2) 施行中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	調布駅付近連続立体交差事業 A T C（自動列車制御装置）整備 吉祥寺駅高架橋改築工事 駅改良工事（荻花公園駅、千歳烏山駅、つつじヶ丘駅、西調布駅、武蔵野台駅、多磨霊園駅、東府中駅、百草園駅、新代田駅、永福町駅、富士見ヶ丘駅）
不動産業	不動産賃貸業	永福町駅ビル建設工事 東府中駅店舗建設工事 賃貸マンション建設工事（府中市緑町）

なお、京王吉祥寺駅ビルは、建替え工事に着手するため、3月31日をもちまして営業を休止しております。

#### 4. 資金調達の様況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、平成21年12月9日に、第29回無担保社債100億円および第30回無担保社債100億円を発行したほか、当社グループ外から160億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて252億1千3百万円増加し、3,077億6千2百万円となりました。

#### 5. 財産および損益の様況の推移

区 分	第 86 期 平成18年度	第 87 期 平成19年度	第 88 期 平成20年度	第89期(当期) 平成21年度
営 業 収 益 (百万円)	430,197	429,190	420,150	403,247
経 常 利 益 (百万円)	36,795	38,872	30,260	26,264
当 期 純 利 益 (百万円)	21,539	18,129	15,446	11,976
1株当たり当期純利益 (円)	34.87	29.36	25.24	19.60
総 資 産 (百万円)	648,161	660,161	692,091	731,728
純 資 産 (百万円)	246,629	244,185	238,873	249,521

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出してあります。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況（平成22年3月31日現在）

### (1) 親会社との関係

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)京王百貨店	1,200百万円	100.0%	百貨店業
(株)京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
(株)京王プラザホテル	1,500百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス(株)	4,600百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記4社を含め36社、持分法適用会社は6社であります。

## 7. 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

### (1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業 バス事業	当社 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、京王バス南(株)、 京王バス小金井(株)) 西東京バスグループ (西東京バス(株)、多摩バス(株))
タクシー業	京王自動車(株)
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

## (2) 流 通 業

事 業 の 内 容	主 要 な 会 社 名
百 貨 店 業	(株)京王百貨店
ス ト ア 業	(株)京王ストア
書 籍 販 売 業	京王書籍販売(株)
駅 売 店 業	京王リテールサービス(株)
ショッピングセンター事業	当社
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生 花 販 売 業	京王グリーンサービス(株)

## (3) 不 動 産 業

事 業 の 内 容	主 要 な 会 社 名
不 動 産 賃 貸 業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)
不 動 産 販 売 業	当社、京王不動産(株)

## (4) レジャー・サービス業

事 業 の 内 容	主 要 な 会 社 名
ホ テ ル 業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン
旅 行 業	京王観光(株)
広 告 代 理 業	(株)京王エージェンシー
ス ポ ー ツ 業	京王レクリエーション(株)
飲 食 業	(株)レストラン京王

(5) そ の 他

事業の内容	主 要 な 会 社 名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報通信業	当社、(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
情報処理代行業	(株)京王ITソリューションズ
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート

8. 主要な事業所等（平成22年3月31日現在）

会社名	主 な 事 業 所 ・ 施 設 等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：732両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：155両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル、京王プラザホテル札幌、 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、東京オペラシティ共同ビル、 京王品川ビル
(株)京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店
(株)京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都23店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都5店舗
(株)京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)) (京王バス東(株)) (京王バス中央(株)) (京王バス南(株)) (京王バス小金井(株))	【路線バス】 営業所：東京都10か所 車両数：735両 【高速バス】 営業所：東京都4か所 車両数：100両

- (注) 1. 京王線は東京都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。  
 2. 京王線の車両数には貨車5両および総合高速検測車1両を含みます。  
 3. 京王電鉄バスグループ5社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運輸業	6,827名
流通業	1,859名
不動産業	237名
レジャー・サービス業	2,127名
その他	1,948名
全社（共通）	252名
合計	13,250名

（注） 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成22年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	104,339百万円
住友信託銀行株式会社	13,900百万円
日本生命保険相互会社	11,120百万円
太陽生命保険株式会社	8,215百万円
中央三井信託銀行株式会社	7,220百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,814百万円

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (1) 環境経営の推進

当社グループでは、企業の社会的責任を果たすための取り組みの一環として、グループ全体で環境経営を推進し、省エネルギー化および二酸化炭素排出量削減に努めております。特に、鉄道事業では、引き続きVVVFインバータ制御装置を搭載した新造車両の導入や既存車両の改造を進めた結果、当期末の整備率が90%以上となりました。これにより、従来の回生ブレーキ搭載車両に比べて、さらに約30%の消費電力削減を実現しております。また、駅施設において消費電力を大幅に抑えた案内看板や節水式の男性用トイレなどの導入を進めました。バス事業では、デジタルタコグラフを活用したエコドライブの実践に努めました。このほか、体験型学習施設「高尾の森わくわくビレッジ」において、次世代を担う子どもたちに環境について考えてもらう「環境を学ぶエコキャンプ」を平成18年から毎年実施しているほか、(社)日本山岳会「高尾の森づくりの会」が主催する「植樹祭」に引き続き協賛し、植林活動にも参加いたしました。

### (2) 社会貢献活動への取り組み

当社グループでは、安心して暮らしやすい沿線を目指して、社会貢献活動に取り組んでおります。その一環として、女性の健康を支援するピンクリボン活動を応援しており、当社では、「母の日」を母親が自分自身の健康を省みる機会と位置づけて「母の日 京王ピンクリボンキャンペーン2009」を主催し、乳がん検診に関するハンドブックの配布や啓発イベントを実施いたしました。また、(株)京王プラザホテルにおいては、ホテル内のバリアフリー施設の見学会や盲導犬など補助犬への理解を深めるためのデモンストレーション、チャリティバザーなどを実施し、収益金などを社会福祉団体に寄付する、労使共催イベント「ボランティア・プラザ」を平成16年から毎年実施しております。



## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 1,580,230,000株
2. 発行済株式の総数 642,754,152株（自己株式31,710,291株を含む。）
3. 株主数 38,958名（前期末比1,448名減）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	44,948	7.4
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	31,750	5.2
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	29,310	4.8
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	18,240	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,022	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,916	2.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	10,589	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井信託銀行退職給付信託口）	10,000	1.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	9,590	1.6
株 式 会 社 京 王 閣	7,271	1.2

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を31,710千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 「第一生命保険相互会社」は組織変更により平成22年4月1日付で「第一生命保険株式会社」となりました。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
加藤  隼	代表取締役会長	株式会社よみうりランド 社外取締役
永田  正	代表取締役社長	—
下村良太	代表取締役専務 社務総括、総合企画本部長、 財務・情報開示担当	—
松木謙吉	常務取締役 鉄道事業本部長	—
田中茂生	常務取締役 開発事業部門・総務部・法務部・広報部・ 人事部分担、コンプライアンス担当	—
宮地徳文	取締役 鉄道事業本部 計画管理部長	—
狩野俊昭	取締役 開発企画部長	—
川杉範秋	取締役 総合企画本部副本部長	—
早崎  博	取締役	住友信託銀行株式会社 特別顧問 住友化学株式会社 社外監査役
石橋三洋	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 住友電気工業株式会社 社外監査役 株式会社百十四銀行 社外監査役
島倉秀市	取締役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
内藤雅浩	取締役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
林  静男	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役副社長
五味保雄	取締役	株式会社京王設備サービス 代表取締役社長
志村康洋	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
山本敏雄	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
鈴木  康	取締役	京王不動産株式会社 代表取締役社長
春山  暁	取締役	株式会社京王エージェンシー 代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鈴木豊明	常勤監査役	—
黒岩法夫	常勤監査役	—
久米信介	監査役	第一生命保険相互会社 代表取締役専務執行役員 横浜冷凍株式会社 社外監査役
鈴木光春	監査役	弁護士

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
加藤 勇	代表取締役会長	代表取締役社長	平成21年6月26日
永田 正	代表取締役社長	常務取締役	

- 取締役早崎 博、石橋三洋は社外取締役であります。
- 常勤監査役黒岩法夫、監査役久米信介、鈴木光春は社外監査役であります。
- 常勤監査役鈴木豊明は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 「第一生命保険相互会社」は組織変更により平成22年4月1日付で「第一生命保険株式会社」となりました。

## 2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	18名	410百万円
監査役	4名	80百万円
合計	22名 (うち社外役員5名)	491百万円 (うち社外役員分59百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、平成22年6月29日開催の第89期定時株主総会において支給議案を上程予定の取締役賞与総額90百万円が含まれております。
- 上記のほか、使用人兼務取締役（3名）に対する使用人分給与として49百万円を支払っております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（平成22年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
早崎博	取締役	—	—
石橋三洋	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
黒岩法夫	常勤監査役	—	—
久米信介	監査役	第一生命保険相互会社 代表取締役専務執行役員	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
鈴木光春	監査役	—	—

(注) 「第一生命保険相互会社」は組織変更により平成22年4月1日付で「第一生命保険株式会社」となりました。

#### (2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（平成22年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
早崎博	取締役	住友化学株式会社 社外監査役	当社との間に記載すべき関係はありません。
石橋三洋	取締役	住友電気工業株式会社 社外監査役	当社と電気工事発注等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
		株式会社百十四銀行 社外監査役	当社との間に記載すべき関係はありません。
黒岩法夫	常勤監査役	—	—
久米信介	監査役	横浜冷凍株式会社 社外監査役	当社との間に記載すべき関係はありません。
鈴木光春	監査役	—	—

#### (3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
早崎博	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
石橋三洋	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

氏名	地位	主な活動状況
黒岩法夫	常勤監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
久米信介	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
鈴木光春	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役早崎 博、石橋三洋、社外監査役久米信介、鈴木光春の各氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### 2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	金額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	76百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

(注) (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務などを委託しております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

## V. 会社の体制および方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ＜当社取締役会における決議内容＞

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当社取締役会はその整備状況を確認・検証し、必要に応じた見直しを行っております。当社は、平成22年3月29日開催の取締役会において、「情報開示」「内部統制部門と監査役会との連携」等に関する規定を整備し、平成22年4月1日付で改定する旨の決議をしております。

#### 「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関わる情報は、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、リスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな取捨に向けた活動を行います。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役で構成する常務会で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選任した特別取締役による決議を行います。
- ② 取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。
- ③ 組織および職務分掌については、「職制規則」に定め、各職位の基本的な職能および相互関係を明らかにします。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限規程」および「職位別決裁基準」に定めます。

### (5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。また、グループ各社における経営上の重要な案件については、当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、事前協議のうえ、意思決定します。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ コンプライアンス体制については、グループ一体となり整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ グループのリスクについては、グループリスク管理委員会を開催し、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。

- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

**(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項**

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

**(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制**

取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

**(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

**(9) 内部統制委員会**

上記(1) から(8) の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

.....



## ＜当期における主な取り組み＞

### (1) コンプライアンス

内部通報制度「京王ヘルプライン」を通じて課題の把握と対応を行ったほか、研修の実施やコンプライアンス関連の情報配信などにより、継続的にコンプライアンス意識の周知徹底をはかりました。また、当社の全従業員を対象に「コンプライアンスアンケート」を実施し、問題点の洗い出しを行い、今後の活動方針につなげることにいたしました。

### (2) リスク管理

リスクマップにより重要リスクを抽出し、重点項目として設定した「自然災害による施設損壊」「防犯対策の強化」等について、リスクの低減と防止のための活動を実施いたしました。

さらに、公共性の高い当社グループの運輸業各社においては、安全性の確保を最重要課題と位置づけ、「運輸安全マネジメント」の推進に積極的に取り組みました。

### (3) 財務報告

決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制評価を行いました。

### (4) 情報の管理・保存

情報セキュリティ・個人情報管理等に関する研修を継続的に実施したほか、情報システムのセキュリティ体制の強化策を実施いたしました。

### (5) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力への厳正な対応を継続するとともに、契約書等への「暴力団排除条項」の記載を進めました。

## 2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の

利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### ア. 企業価値向上に資する取り組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取り組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本の更なる有効活用に取り組みます。

#### イ. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取り組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

#### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年6月28日開催の第86期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的として、株主総会の決議により当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下「買収防衛策基本方針」といいます）を決定することができることを内容とする定款変更議案および変更された定款に基づき買収防衛策基本方針の内容を決定するための議案が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）の導入を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであります。また、上記(1)に記載した基本方針の内容に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として

おります。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(当社取締役会が別途認めたものを除き、以下「買付等」と総称します)を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、経営陣から独立した者(現時点においては社外有識者1名、社外取締役1名および社外監査役2名)から構成される企業価値評価独立委員会(以下「独立委員会」といいます)は、買付者等から提出された情報や当社取締役会が必要に応じて提出する意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の

決議が行われた場合、または(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、その保有する株式全体の価値の希釈化は生じません）。

なお、買収防衛策基本方針および本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ

([http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news\\_release2007/nr070525v01.pdf](http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news_release2007/nr070525v01.pdf)) および ([http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news\\_release2007/nr070628v01.pdf](http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news_release2007/nr070628v01.pdf)) をそれぞれご覧下さい。

### ③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した様々な施策は、「京王グループ理念」を具現化し、企業価値・株主共同の利益・沿線価値の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載した基本方針の内容に沿うものです。

また、本プランは、上記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記(1)に記載した基本方針の内容に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外の有識者によって構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランは当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

科 目	第89期 平成22年 3月31日現在	第88期 (ご参考) 平成21年 3月31日現在	科 目	第89期 平成22年 3月31日現在	第88期 (ご参考) 平成21年 3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	92,251	110,681	流動負債	171,976	167,850
現金及び預金	29,112	47,806	支払手形及び買掛金	17,361	20,287
受取手形及び売掛金	31,839	30,927	短期借入金	49,588	51,965
短期貸付金		3,349	未払法人税等	5,041	3,246
商品及び製品	16,483	16,808	前受金	35,060	28,621
仕掛品	1,928	2,974	繰延税金負債	74	72
原材料及び貯蔵品	1,394	1,095	賞与引当金	2,090	2,352
繰延税金資産	3,389	4,268	役員賞与引当金	90	95
その他	8,245	3,604	その他の引当金	1,749	1,453
貸倒引当金	△ 142	△ 155	その他	60,920	59,754
固定資産	639,477	581,410	固定負債	310,231	285,368
有形固定資産	562,414	518,695	社債	127,672	107,092
建物及び構築物	249,540	243,038	長期借入金	130,501	123,491
機械装置及び運搬具	51,228	43,856	繰延税金負債	17	
土地	164,888	149,992	退職給付引当金	23,963	24,814
建設仮勘定	87,264	70,154	その他	28,076	29,970
その他	9,493	11,653	負債合計	482,207	453,218
無形固定資産	6,336	5,486	(純資産の部)		
投資その他の資産	70,725	57,227	株主資本	242,772	234,582
投資有価証券	48,950	31,726	資本金	59,023	59,023
繰延税金資産	13,721	14,960	資本剰余金	42,010	42,010
その他	8,453	10,991	利益剰余金	160,882	152,572
貸倒引当金	△ 400	△ 451	自己株式	△ 19,143	△ 19,024
資産合計	731,728	692,091	評価・換算差額等	6,748	4,290
			その他有価証券評価差額金	6,748	4,290
			純資産合計	249,521	238,873
負債純資産合計	731,728	692,091	負債純資産合計	731,728	692,091

## 連 結 損 益 計 算 書

科 目	第89期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第88期 (ご参考) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益	403,247	420,150
営業費用	373,299	386,569
運輸業等営業費及び売上原価	326,042	338,688
販売費及び一般管理費	47,257	47,880
営業利益	29,947	33,581
営業外収益	2,118	2,557
受取利息	75	137
受取配当金	567	878
匿名組合投資利益	329	
持分法による投資利益	84	121
雑収入	1,061	1,419
営業外費用	5,801	5,878
支払利息	5,374	5,116
雑支出	426	761
経常利益	26,264	30,260
特別利益	996	1,347
工事負担金等受入額	446	880
償却債権取立益	193	
S Fカード未使用分受入額	129	
固定資産売却益	60	225
その他	166	241
特別損失	5,328	4,353
固定資産除却損	2,139	1,172
退店補償金	1,005	782
固定資産圧縮損	450	920
減損損失	362	656
固定資産売却損	139	65
その他	1,230	756
税金等調整前当期純利益	21,932	27,254
法人税、住民税及び事業税	9,492	10,431
法人税等調整額	463	1,376
当期純利益	11,976	15,446

# 連結株主資本等変動計算書

第89期  
(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 42,010	百万円 152,572	百万円 △ 19,024	百万円 234,582	百万円 4,290	百万円 238,873
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 3,666		△ 3,666		△ 3,666
当 期 純 利 益			11,976		11,976		11,976
自 己 株 式 の 取 得				△ 142	△ 142		△ 142
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		23	23		23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						2,457	2,457
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	8,309	△ 118	8,190	2,457	10,648
当 期 末 残 高	59,023	42,010	160,882	△ 19,143	242,772	6,748	249,521

第88期（ご参考）  
(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 42,025	百万円 140,812	百万円 △ 15,380	百万円 226,482	百万円 17,703	百万円 244,185
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 3,686		△ 3,686		△ 3,686
当 期 純 利 益			15,446		15,446		15,446
自 己 株 式 の 取 得				△ 3,819	△ 3,819		△ 3,819
自 己 株 式 の 処 分		△ 15		175	159		159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 13,412	△ 13,412
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 15	11,760	△ 3,644	8,099	△ 13,412	△ 5,312
当 期 末 残 高	59,023	42,010	152,572	△ 19,024	234,582	4,290	238,873



# 連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

## 1. 連結の範囲に関する事項

子会社42社のうち36社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、「I. 企業集団の現況に関する事項 7. 主要な事業内容」に記載しております。

また、主要な非連結子会社は、(株)エリート、(株)京王商事であります。

非連結子会社6社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社6社で、(株)エリート、(株)京王商事、(株)京王友の会、(株)京王コスチューム、(株)新東京エリート、御岳登山鉄道(株)であります。

関連会社9社（関東バス(株)、高尾登山電鉄(株)等）のうち、現在実質的な事業を行っていない会社1社を除く8社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

## 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

## 4. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表に基づき、持分相当額を純額で計上しております。

#### ② た な 卸 資 産

商品及び製品 商 品 主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売土地及び建物 個別法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

主にリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 会計方針の変更

(工事契約に関する会計基準等の適用)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、一部の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、営業収益は369百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ39百万円増加しております。

7. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで区分掲記していた「短期貸付金」は、流動資産の「その他」に含めて表示することとしました。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	226,831百万円
無形固定資産	1,199百万円
計	228,030百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	93,558百万円
短期借入金	7,698百万円
その他	986百万円
計	102,243百万円

(2) その他

担保に供している資産

有形固定資産	6,084百万円
その他	184百万円
計	6,269百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	2,590百万円
短期借入金	491百万円
計	3,082百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 510,361百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 58,272百万円

4. 保証債務等

(1) 下記の債務保証を行っております。(金融機関等からの借入金に対する債務保証であります。)

社員住宅融資	1,092百万円
--------	----------

(2) 社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債	20,000百万円
-----------	-----------

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	642,754,152	—	—	642,754,152

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	31,511,591	238,388	39,688	31,710,291

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

238,388株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少

39,688株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,833	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	1,833	3.00	平成21年9月30日	平成21年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,833	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については、四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金、社債は、主に設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額（*） （百万円）	時 価（*） （百万円）	差 額 （百万円）
(1) 現金及び預金	29,112	29,112	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,839	31,839	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	32,797	32,797	—
(4) 支払手形及び買掛金	(17,361)	(17,361)	—
(5) 短期借入金	(49,588)	(49,703)	115
(6) 社債	(127,672)	(131,109)	3,436
(7) 長期借入金	(130,501)	(134,241)	3,739

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期借入金のうち、短期間で決済されるものについて、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。それ以外の短期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、デリバティブ取引については利用しておりません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,164百万円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,972百万円)、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額8,017百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィス等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時	価
112,285		184,188

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当期に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額

408円35銭

2. 1株当たり当期純利益

19円60銭

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

科 目	第89期 平成22年 3月31日現在	第88期 (ご参考) 平成21年 3月31日現在	科 目	第89期 平成22年 3月31日現在	第88期 (ご参考) 平成21年 3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	38,730	57,677	流動負債	179,338	172,432
現金及び預金	18,324	36,276	短期借入金	107,939	107,872
未収運賃	5,200	5,076	未払金	23,162	26,536
未収金	3,879	4,828	未払費用	1,449	1,386
未収消費税等		579	未払消費税等	578	
販売土地及び建物	7,464	6,479	未払法人税等	2,861	801
貯蔵品	757	471	預り連絡運賃	3,001	3,277
前払費用	336	335	預り金	5,739	5,107
繰延税金資産	798	1,642	前受運賃	3,348	3,316
その他の流動資産	1,974	1,991	前受金	27,962	20,630
貸倒引当金	△ 5	△ 5	前受収益	621	712
固定資産	604,723	546,022	賞与引当金	244	251
鉄道事業固定資産	255,812	245,263	役員賞与引当金	90	95
付帯事業固定資産	183,972	168,084	その他の流動負債	2,338	2,444
各事業関連固定資産	4,531	3,662	固定負債	285,458	260,007
建設仮勘定	86,823	70,014	社債	127,672	107,092
投資その他の資産	73,583	58,997	長期借入金	129,709	122,512
関係会社株式	20,161	20,176	退職給付引当金	9,525	9,780
投資有価証券	45,598	28,673	その他の固定負債	18,551	20,622
長期貸付金	26	24	負債合計	464,796	432,440
長期前払費用	51	186	(純資産の部)		
前払年金費用		1,040	株主資本	172,138	167,115
繰延税金資産	5,228	6,581	資本金	59,023	59,023
その他の投資等	2,584	2,522	資本剰余金	42,007	42,007
貸倒引当金	△ 67	△ 209	資本準備金	32,019	32,019
資産合計	643,453	603,699	その他資本剰余金	9,988	9,988
			利益剰余金	90,250	85,107
			利益準備金	7,876	7,876
			その他利益剰余金	82,373	77,231
			固定資産圧縮積立金	63	58
			別途積立金	56,500	50,500
			繰越利益剰余金	25,809	26,672
			自己株式	△ 19,143	△ 19,024
			評価・換算差額等	6,519	4,143
			その他有価証券評価差額金	6,519	4,143
			純資産合計	178,657	171,258
			負債純資産合計	643,453	603,699



# 損 益 計 算 書

科 目		第89期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第88期 (ご参考) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
		金 額	金 額
		百万円	百万円
鉄 道 事 業	業 収 益	82,332	83,574
営 業	業 利	73,313	72,278
付 帯 事 業	業 収 益	9,018	11,296
営 業	業 収 益	37,543	36,367
営 業	業 利	24,115	22,715
全 事 業	業 利 益	13,428	13,652
営 業	外 収 益	22,447	24,948
受 取 利 息	及 び 配 当 金	1,366	1,583
匿 雑	組 合 投 資 利 益	596	958
営 業	外 収 入	329	
支 雑	外 費 用	441	625
支 雑	外 支 出	5,983	5,851
支 雑	外 支 出	5,803	5,603
支 雑	外 支 出	179	247
特 別 利 益	利 益	17,830	20,680
償 却 債 権 取 立	入 益	717	976
S F 工 事 投 資	一 下 未 使 用 分 受 入 額	193	
固 定 資 産	の 取 入 額	141	
還 索	の 受 入 額	129	
特 別 損 失	の 受 入 額	111	693
固 定 資 産	の 取 入 額	95	
退 減 固 定 資 産	の 取 入 額	40	174
そ の 他	の 取 入 額	7	104
特 別 損 失	の 取 入 額	3,252	3
固 定 資 産	の 取 入 額	1,933	2,789
退 減 固 定 資 産	の 取 入 額	797	1,182
そ の 他	の 取 入 額	267	687
特 別 損 失	の 取 入 額	127	32
固 定 資 産	の 取 入 額	111	36
退 減 固 定 資 産	の 取 入 額	14	733
そ の 他	の 取 入 額	15,296	116
税 引 前 当 期 純 利	業 収 益	5,920	18,867
法 人 税	業 収 益	567	6,460
法 人 税	業 収 益	8,809	1,265
当 期 純 利	業 収 益		11,142

# 株主資本等変動計算書

第89期  
(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

	株主資本等								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
前期末残高	百万円 59,023	百万円 32,019	百万円 9,988	百万円 42,007	百万円 7,876	百万円 58	百万円 50,500	百万円 26,672	百万円 85,107
当期変動額									
剰余金の配当								△ 3,666	△ 3,666
固定資産圧縮積立金の積立						4		△ 4	—
別途積立金の積立							6,000	△ 6,000	—
当期純利益								8,809	8,809
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 0	△ 0					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—	4	6,000	△ 862	5,142
当期末残高	59,023	32,019	9,988	42,007	7,876	63	56,500	25,809	90,250

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前期末残高	百万円 △ 19,024	百万円 167,115	百万円 4,143	百万円 171,258
当期変動額				
剰余金の配当		△ 3,666		△ 3,666
固定資産圧縮積立金の積立		—		—
別途積立金の積立		—		—
当期純利益		8,809		8,809
自己株式の取得	△ 142	△ 142		△ 142
自己株式の処分	23	23		23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,375	2,375
当期変動額合計	△ 118	5,023	2,375	7,398
当期末残高	△ 19,143	172,138	6,519	178,657

# 株主資本等変動計算書

第88期（ご参考）  
（平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで）

	株主資本等変動計算書								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
前期末残高	百万円 59,023	百万円 32,019	百万円 10,004	百万円 42,023	百万円 7,876	百万円 -	百万円 45,500	百万円 24,274	百万円 77,651
当期変動額									
剰余金の配当								△ 3,686	△ 3,686
固定資産圧縮積立金の積立						58		△ 58	-
別途積立金の積立							5,000	△ 5,000	-
当期純利益								11,142	11,142
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 15	△ 15					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	△ 15	△ 15	-	58	5,000	2,397	7,456
当期末残高	59,023	32,019	9,988	42,007	7,876	58	50,500	26,672	85,107

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前期末残高	百万円 △ 15,380	百万円 163,318	百万円 17,304	百万円 180,623
当期変動額				
剰余金の配当		△ 3,686		△ 3,686
固定資産圧縮積立金の積立		-		-
別途積立金の積立		-		-
当期純利益		11,142		11,142
自己株式の取得	△ 3,819	△ 3,819		△ 3,819
自己株式の処分	175	159		159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 13,161	△ 13,161
当期変動額合計	△ 3,644	3,796	△ 13,161	△ 9,364
当期末残高	△ 19,024	167,115	4,143	171,258

# 個 別 注 記 表

## 〔重要な会計方針〕

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表に基づき、持分相当額を純額で計上しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯 蔵 品

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 5～60年

車両 10～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

6. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団）	228,030百万円
上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。	
長期借入金	93,558百万円
短期借入金	7,698百万円
その他の固定負債	986百万円
計	102,243百万円

(2) その他

付帯事業固定資産	6,084百万円
上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。	
長期借入金	2,590百万円
短期借入金	491百万円
計	3,082百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 448,180百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 有形固定資産          | 440,412百万円 |
| 土          地    | 149,455百万円 |
| 建          物    | 152,954百万円 |
| 構      築      物 | 86,271百万円  |
| 車          両    | 35,702百万円  |
| そ      の      他 | 16,029百万円  |
| 無形固定資産          | 3,904百万円   |
4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 55,734百万円
5. 保証債務等

(1) 当社は下記の債務保証を行っております。

被 保 証 者	金額 (百万円)	被 保 証 債 務 の 内 容
社 員 住 宅 融 資	1,092	金融機関からの借入金
京王ユース・プラザ株式会社	978	金融機関からの借入金
京 王 観 光 株 式 会 社	220	J R 乗車券類の委託販売に対する保証
計	2,291	

(2) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債 20,000百万円

6. 関係会社に対する金銭債権
- |      |          |      |        |
|------|----------|------|--------|
| 短期債権 | 2,927百万円 | 長期債権 | 335百万円 |
|------|----------|------|--------|
7. 関係会社に対する金銭債務
- |      |           |      |          |
|------|-----------|------|----------|
| 短期債務 | 65,279百万円 | 長期債務 | 4,209百万円 |
|------|-----------|------|----------|

[損益計算書に関する注記]

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1. 営業収益      | 119,875百万円 |
| 2. 営業費       | 97,428百万円  |
| 運送営業費及び売上原価  | 51,336百万円  |
| 販売費及び一般管理費   | 8,810百万円   |
| 諸          税 | 7,703百万円   |
| 減 価 償 却 費    | 29,578百万円  |
| 3. 関係会社との取引高 |            |
| 営業収益         | 23,343百万円  |
| 営業費          | 17,227百万円  |
| 営業取引以外の取引高   | 18,268百万円  |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	31,511,591	238,388	39,688	31,710,291

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 238,388株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 39,688株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

減損損失 3,888百万円

退職給付引当金 3,811百万円

固定資産等償却超過額 1,811百万円

未払事業税等 261百万円

その他 902百万円

繰延税金資産合計 10,675百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 4,472百万円

その他 △ 176百万円

繰延税金負債合計 △ 4,648百万円

繰延税金資産(負債)の純額 6,026百万円

(注) 繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額700百万円を繰延税金資産から控除しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記  
 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
鉄道事業固定資産	439	238	201
付帯事業固定資産	72	71	0
各事業関連固定資産	11	11	
合 計	523	321	201

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い  
 ため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	85百万円
1 年 超	116百万円
計	201百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低い  
 ため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料 (減価償却費相当額)	98百万円
-------------------	-------

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ  
 っております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引に係る注記

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	755百万円
1 年 超	11,529百万円
計	12,284百万円

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	4,161百万円
1 年 超	30,714百万円
計	34,876百万円



(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウントینگ	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の借入(純額) 支払利息	2,449 250	短期借入金	39,367

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 292円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円41銭  |

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5月14日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柿 沼 幸 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 田 澄 紀 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 阿 部 興 直 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5月14日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柿 沼 幸 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 田 澄 紀 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 阿 部 與 直 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月20日

## 京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 豊 明 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 黒 岩 法 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 久 米 信 介 ㊟

監 査 役（社外監査役） 鈴 木 光 春 ㊟

以 上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当および処分について

当社は、安定した配当を継続していくとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等も勘案し、利益還元をはかってまいりたいと存じます。

これらを踏まえ、当期末の剰余金の配当および処分について、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額1,833,131,583円

なお、中間配当金3円を含めた年間配当金は1株につき6円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,000,000,000円

### 第2号議案 取締役賞与の支給について

当期末時の取締役18名のうち社外取締役2名を除く16名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額9,000万円を支給することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役18名選任について

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かとう かん 加藤 夙 (昭和14年7月18日生)	昭和37年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成10年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 (株)よみうりランド社外取締役 現在に至る 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)よみうりランド社外取締役	140,000株
2	ながた ただし 永田 正 (昭和27年1月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	43,000株
3	たなか しげお 田中 茂生 (昭和23年12月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成17年6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社常務取締役 (開発事業部門分担) 平成21年6月 当社常務取締役 (開発事業部門・総務部・法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当) 現在に至る	51,000株
4	みやち のりふみ 宮地 徳文 (昭和24年10月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 京王運輸(株)常務取締役 平成17年6月 当社取締役人事部長 平成18年6月 当社取締役鉄道事業本部 計画管理部長 現在に至る	41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	かのう としあき 狩野 俊昭 (昭和26年10月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 (株)京王ストア取締役 平成15年6月 京王食品(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役開発推進部長 平成20年6月 当社取締役開発企画部長 現在に至る	25,000株
6	かわすぎ のりあき 川杉 範秋 (昭和27年9月8日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社鉄道営業部長 平成19年6月 当社取締役人事部部長 平成21年6月 当社取締役総合企画本部副本部長 現在に至る	23,000株
7	はやさき ひろし 早崎 博 (昭和6年3月14日生)	平成元年6月 住友信託銀行(株)代表取締役社長 平成5年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長 平成10年3月 住友信託銀行(株)相談役 平成10年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成11年6月 住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る 平成12年6月 住友化学(株)社外監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 住友信託銀行(株)特別顧問 住友化学(株)社外監査役	3,000株
8	しまくら しゅういち 島倉 秀市 (昭和22年8月7日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 京王電鉄バス(株)代表取締役社長	47,000株
9	ないとう まさひろ 内藤 雅浩 (昭和22年12月1日生)	昭和41年3月 当社入社 平成16年6月 (株)京王ストア代表取締役社長 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王ストア代表取締役社長	20,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	はやし しずお 林 静男 (昭和24年6月18日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成20年6月 (株)京王百貨店代表取締役副社長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王百貨店代表取締役副社長	33,000株
11	ご み やすお 五味 保雄 (昭和26年6月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 (株)京王設備サービス代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王設備サービス代表取締役社長	26,000株
12	しむら やすひろ 志村 康洋 (昭和24年9月29日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 (株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王プラザホテル代表取締役社長	34,000株
13	やまもと としお 山本 敏雄 (昭和23年2月10日生)	昭和45年4月 (株)京王百貨店入社 平成20年6月 (株)京王百貨店代表取締役社長 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王百貨店代表取締役社長	9,000株
14 (※)	かとう さだお 加藤 貞男 (昭和23年12月20日生)	昭和46年3月 日本生命保険(株)入社 平成9年7月 日本生命保険(株)取締役 平成14年3月 日本生命保険(株)常務取締役 平成18年3月 日本生命保険(株)専務取締役 平成19年1月 日本生命保険(株)取締役専務執行役員 平成19年7月 日本生命保険(株)専務執行役員 平成21年7月 日本生命保険(株)代表取締役専務執行役員 平成22年3月 日本生命保険(株)代表取締役副社長執行役員 現在に至る 重要な兼職の状況 日本生命保険(株)代表取締役副社長執行役員	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
15 (※)	たかはし たいぞう 高橋 泰三 (昭和30年3月15日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年6月 (株)京王ストア常務取締役 平成17年6月 当社商業開発部長 平成18年6月 当社鉄道事業本部 鉄道営業部長 現在に至る	23,000株
16 (※)	やまもと まもる 山本 護 (昭和32年2月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社広報部長 平成19年6月 (株)京王百貨店取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王百貨店取締役	22,000株
17 (※)	こまだ いちろう 駒田 一郎 (昭和31年12月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 京王観光(株)取締役 平成17年4月 京王リテールサービス(株)常務取締役 平成18年6月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長 平成20年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長 現在に至る	12,000株
18 (※)	こうむら やすし 紅村 康 (昭和33年3月21日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社総合企画本部 経理部長 平成19年6月 当社総合企画本部 経営企画部長 現在に至る	6,000株

(注) 1. 早崎 博氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

(3) 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年になります。

(4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

2. 加藤貞男氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏は日本生命保険相互会社の代表取締役副社長執行役員であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係があります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
  - (2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため社外取締役候補者としております。
  - (3) 同氏が取締役として在任している日本生命保険相互会社は、保険金等の支払管理態勢および経営管理態勢に関して、平成18年7月および平成20年7月に金融庁から業務改善命令を受けております。
  - (4) 同氏の選任が承認された場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. ※印は新任取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任について

本総会終結の時をもって、監査役黒岩法夫、鈴木光春の両氏は任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

### 監 査 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くろいわ のりお 黒岩法夫 (昭和27年9月26日生)	平成15年6月 ㈱東京三菱銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕執行役員 平成16年4月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ〔現㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ〕執行役員 平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行執行役員 平成18年6月 当社社外監査役(常勤) 現在に至る	11,000株
2	すずき みつはる 鈴木光春 (昭和7年1月10日生)	昭和37年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 現在に至る 昭和53年4月 最高裁判所司法研修所弁護教官(民事) 昭和56年4月 東京地方裁判所調停委員 昭和57年1月 最高裁判所司法修習生考試委員会考査委員 平成11年11月 日本弁護士連合会資格審査会委員 平成18年6月 当社社外監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士	0株

- (注) 1. 黒岩法夫氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループおよび㈱三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任しております。
  - (2) 同氏は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、監査機能の向上および当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外監査役候補者としております。
  - (3) 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
2. 鈴木光春氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - (2) 同氏は法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、監査機能の向上および当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外監査役候補者としております。
  - (3) 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
  - (4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 取締役および監査役報酬額改定について

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会において、取締役については「月額3,500万円以内」、監査役については「月額700万円以内」とそれぞれご承認いただき、また、報酬とは別に、取締役賞与の支給については、株主総会にてその都度承認をいただいております。今回、役員報酬制度を整理のうえ、取締役賞与を廃止し、年額での報酬額の上限を定めることといたしたいと存じます。具体的には、取締役の報酬額を「年額5億1,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）」、監査役の報酬額を「年額1億1,000万円以内」に、それぞれ改定することのご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は18名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

## 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定について

平成19年6月28日開催の当社第86期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）および同日開催の取締役会において決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、本総会の終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、旧プラン導入以降の法令の改正等も踏まえ、下記Ⅰ．記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧基本方針に所要の変更を行い、当社定款第17条に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）の内容を、下記Ⅲ．のとおり改めて決定いたしたく、そのご承認をお願いするものであります。

### Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報

や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

### 1. 企業価値向上に資する取り組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取り組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本の更なる有効活用に取り組みます。

### 2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取り組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。

また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（本基本方針））

#### 1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記2. に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

#### 2. 本プランの骨子

##### (1) 本プランの概要

当社は、下記(2)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(3)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報提供および検討のための時間を確保します。また、下記(5)①の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項など下記(5)⑤に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることのできるものとします。

## (2) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## (3) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの決定に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(6)参照。以下同じとします。）に提供します。企業価値評価独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、企業価値評価独立委員会の求めに従い、企業価値評価独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとします。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号にかかげる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。



なお、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として60日間を超えないものとします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

(4) 企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(3)の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと企業価値評価独立委員会が認めた場合、企業価値評価独立委員会は、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記(5)①または②に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「企業価値評価独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価独立委員会は、企業価値評価独立委員会検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が企業価値評価独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。

(5) 新株予約権無償割当ての実施

① 企業価値評価独立委員会による実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

ア. 買付者等が上記(3)に定める情報提供および企業価値評価独立委員会検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

- イ. 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(ア)ないし(キ)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合
- (ア) 下記にかかげる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
    - a. 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
    - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - c. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
  - (イ) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
  - (ウ) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
  - (エ) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
  - (オ) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等
  - (カ) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適當であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等
  - (キ) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記ア．およびイ．のいずれにも該当しないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

なお、企業価値評価独立委員会は、上記ア．またはイ．のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

#### ② 企業価値評価独立委員会による不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記①のア．およびイ．のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①のア．またはイ．のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

#### ③ 株主に対する情報開示

当社取締役会または企業価値評価独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、企業価値評価独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

ア．買付者等が現れた事実

イ．買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

ウ．本必要情報が提供された事実とその内容の概要

エ．企業価値評価独立委員会検討期間が開始された事実

オ．企業価値評価独立委員会検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

カ．企業価値評価独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由および勧告の内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由および当該異なる勧告の内容の概要）

④ 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記①および②による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

但し、企業価値評価独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

⑤ 新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

ア. 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約

権を無償で割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式<sup>8</sup>（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第 1 項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り 1 株とします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし、当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1 か月間から 2 か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

次の(ア)ないし(カ)に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

(ア) 特定大量保有者<sup>9</sup>

(イ) (ア)の共同保有者<sup>10</sup>

(ウ) 特定大量買付者<sup>11</sup>

(エ) (ウ)の特別関係者

---

<sup>8</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとします。

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者

(カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者<sup>12</sup>

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 本新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでもすべての本新株予約権を無償で取得することができます。

(イ) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行うことができ、以後も同様とします。

(ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

コ. その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(6) 企業価値評価独立委員会について

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員から構成される企業価値評価独立委員会を設置します。企業価値評価独立委員会は3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとします。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

---

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(7) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(8) その他

上記(1)ないし(7)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランを決定する決議において定めるものとします。

3. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

(ご参考)

本基本方針の内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本基本方針の決定・本プランの決定時に株主および投資家の皆様に与える影響

本基本方針の決定および本プランの決定時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランが決定され、本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、

他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとれば、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様の中には、株価の変動により不測の損害を被る方が生じる可能性があります。

## 2. 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (1) 上記Ⅰ. の基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記Ⅱ. の取り組み）について  
上記Ⅱ. に記載した企業価値向上に資する取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取り組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記Ⅰ. の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

- (2) 上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記Ⅲ. の取り組み（本基本方針））について

### ① 本基本方針が上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記Ⅰ. の基本方針に沿うものです。

- ### ② 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと



当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記Ⅰ.の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

イ. 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認可決されることにより決定されます。

また、上記Ⅲ. 3. 「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って決定される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ. 2. (6) 「企業価値評価独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員から構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認可決され、本プランの決定が当社取締役会で決議された場合、企業価値評価独立委員会の委員には、社外の有識者として中央大学商学部教授の北村敬子氏、当社社外取締役から早崎 博氏、当社社外監査役から黒岩法夫氏および鈴木光春氏の4名がそれぞれ就任する予定です。その略歴については「3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。なお、社外取締役早崎 博氏、社外監査役黒岩法夫氏および鈴木光春氏はいずれも当社の独立役員として株式会社東京証券取引所に届出をしております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記Ⅲ. 2. (5)①「企業価値評価独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (4)「企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (7)の「本プランの廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○北村 敬子（きたむらけいこ）

**【略歴】**

昭和20年 生まれ  
昭和49年4月 中央大学商学部助教授  
昭和56年4月 中央大学商学部教授 現在に至る  
平成9年11月 中央大学商学部長  
平成11年7月 司法制度改革審議会委員  
平成13年7月 財団法人財務会計基準機構理事  
平成14年4月 法制審議会委員 現在に至る  
平成15年8月 東京地方裁判所委員会委員 現在に至る  
平成16年4月 中央大学副学長  
平成18年1月 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門委員  
平成18年11月 政府税制調査会委員  
平成19年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※北村 敬子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○早崎 博（はやさきひろし）当社社外取締役

**【略歴】**

昭和6年 生まれ  
昭和28年4月 住友信託銀行(株) 入社  
平成元年6月 住友信託銀行(株)代表取締役社長  
平成5年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長  
平成10年3月 住友信託銀行(株)相談役  
平成10年6月 当社社外取締役 現在に至る  
平成11年6月 住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る  
平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※早崎 博氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○黒岩 法夫（くろいわのりお）当社社外監査役

【略歴】

昭和27年 生まれ

昭和50年4月 (株)東京銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕 入社

平成15年6月 (株)東京三菱銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕 執行役員

平成16年4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ  
〔現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ〕 執行役員

平成17年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員（リスク統括部長）

平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員（総合リスク管理部長）

平成18年6月 当社社外監査役（常勤） 現在に至る

平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※黒岩 法夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび(株)三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任しております。

○鈴木 光春（すずきみつはる）当社社外監査役

【略歴】

昭和7年 生まれ

昭和37年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 現在に至る

昭和53年4月 最高裁判所司法研修所弁護教官（民事）

昭和56年4月 東京地方裁判所調停委員

昭和57年1月 最高裁判所司法修習生考試委員会考査委員

平成11年11月 日本弁護士連合会資格審査会委員

平成18年6月 当社社外監査役 現在に至る

平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※鈴木 光春氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第7号議案 定款の一部変更について

当社は、第6号議案にてお諮りするとおり、現在導入している「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」の内容を一部変更したうえで、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」を改めて決定したいと存じますが、かかる変更の内容に関連して、現行定款第17条の内容についても一部変更を行うものであります。

1. 会社法においては、新株予約権の無償割当てに関する事項については原則として取締役会の決議により決定することとされておりますが（会社法第278条第3項本文）、当社取締役会では、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の一環として新株予約権の無償割当てを実施する場合は、株主の皆様のご意思の尊重という観点から、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考えております。そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、その根拠規定として、所要の変更を行うものであります（変更案第17条第2項）。
2. 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の一環として新株予約権の無償割当てを行う場合、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」に定める一定の者（以下「非適格者」といいます。）については、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得にあたり、非適格者以外の新株予約権者と異なる取扱いを受ける旨を新株予約権の内容として定めることから、あらかじめ、この旨を明記しておくものであります（変更案第17条第3項）。

## 現行定款・変更案対照表

（下線\_\_\_は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第17条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を決議することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第17条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を決議することができる。</p> <p><u>2. 本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>

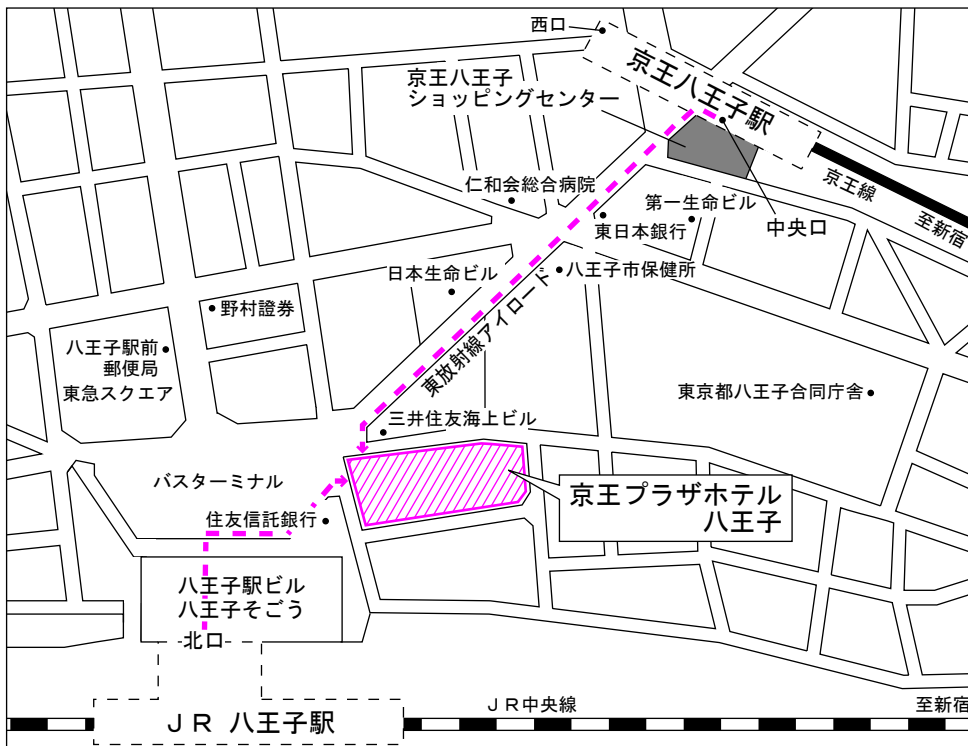
現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>2. 前項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行なうことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行なうなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p>	<p>3. <u>本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること</u></p> <p>4. <u>第1項ないし第3項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行なうことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行なうなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>

以 上

# 株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号



## 交通のご案内

- JR 八王子駅北口から徒歩約3分
- 京王八王子駅中央口から徒歩約6分

- (お願い) ・株主総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。  
・本年から株主総会ご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただきます。  
何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

